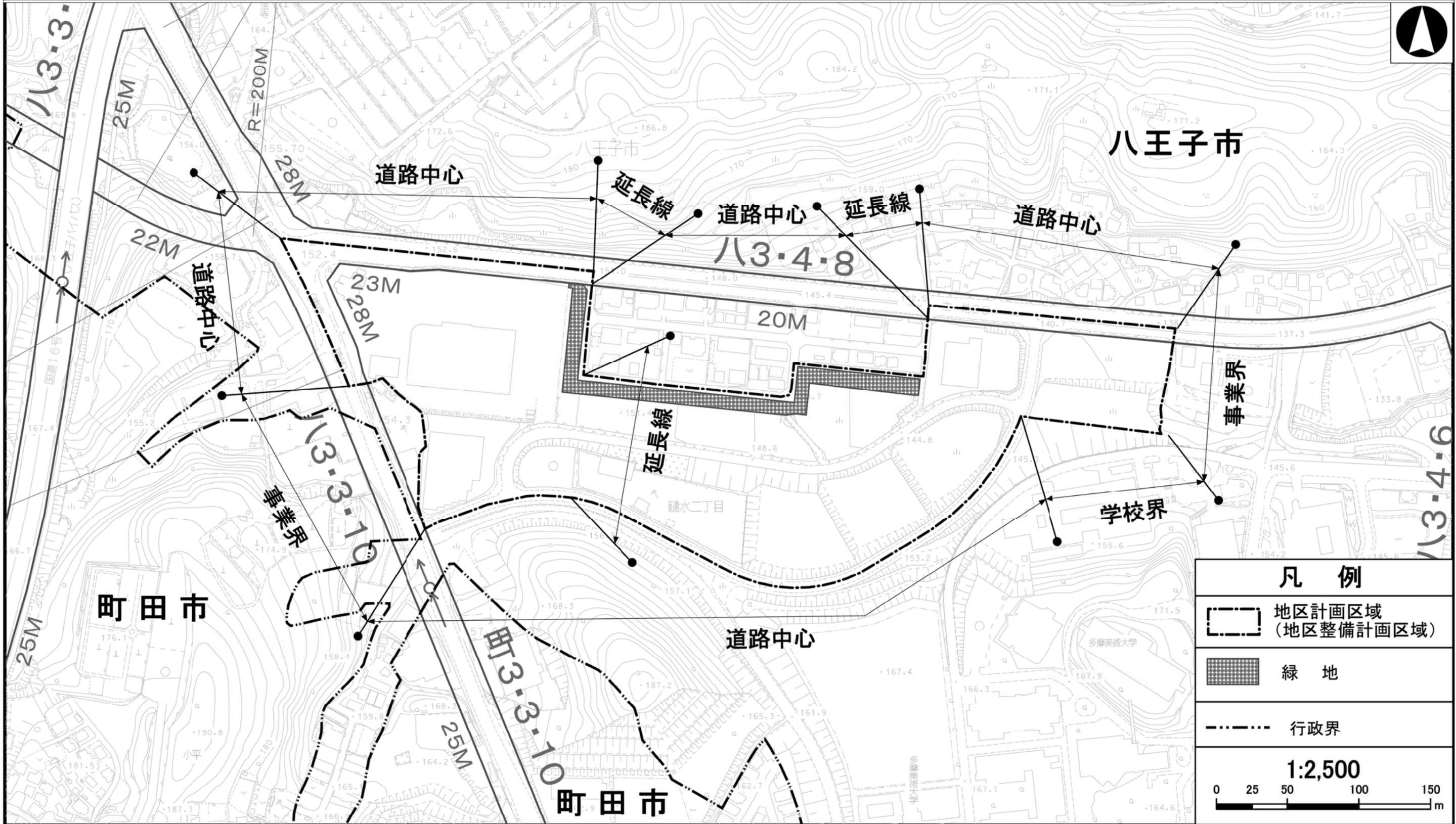


凡 例	
	地区計画区域 (地区整備計画区域)
	誘致施設A地区
	誘致施設B地区
	行政界
1:2,500	
0 25 50 100 150 m	

この背景の地形図は、東京都都市整備局と株式会社ミッドマップ東京が著作権を有しています。(利用許可承諾番号:MMT利許第27053号-76)

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図を複製して作成したものである。無断複製を禁ずる。  
(承認番号)27都市基交測第82号

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ずる。  
(承認番号)27都市基街都第198号、平成27年10月29日



凡 例	
	地区計画区域 (地区整備計画区域)
	緑 地
	行政界
1:2,500	
0 25 50 100 150 m	

この背景の地形図は、東京都都市整備局と㈱ミッドマップ東京が著作権を有しています。(利用許可承諾番号:MMT利許第27053号-76)

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図を複製して作成したものである。無断複製を禁ずる。  
(承認番号)27都市基交測第82号

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ずる。  
(承認番号)27都市基街都第198号、平成27年10月27日

八王子都市計画地区計画の変更（八王子市決定）

都市計画多摩美大西地区地区計画を次のとおり変更する。

名 称	多摩美大西地区地区計画	
位 置	八王子市鎌水二丁目、鎌水字大芦及び字イリ各地内	
面 積	約 7 . 2 h a	
地区計画の目標	本地区は、多摩ニュータウンの西端部にある多摩美術大学の西側に位置し、計画的な土地利用、施設配置を行う地域である。本地区では国道 1 6 号線と府中・相模原線（八 3 ・ 4 ・ 8 号線）に挟まれた広域自動車交通の結節点という利便性を活かした産業・業務機能の施設立地を図ることにより、職住近接型のまちづくりを推進するとともに、隣接する住宅地、多摩美術大学と調和した一体的な魅力ある都市環境の形成を図ることを目標とする。	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	本地区を 2 つの地区に区分し、それぞれの方針を次のように定める。 〔誘致施設 A 地区〕 国道 1 6 号線と府中・相模原線（八 3 ・ 4 ・ 8 号線）の広域自動車交通の結節点である利便性を活かした、流通業務機能等の施設の集積を図る。 〔誘致施設 B 地区〕 住環境の悪化を招くおそれのない施設を基本とし、高度な技術力を持つ試作型の研究開発施設や情報等の創造性の高い施設、隣接する多摩美術大学と関連した施設などの立地、誘導を図る。
	地区施設の整備の方針	新住宅市街地開発事業により、地区内に計画的に整備された道路及び緑地の各施設の機能の維持、保全を図る。
	建築物等の整備の方針	〔誘致施設 A 地区〕 国道 1 6 号線と府中・相模原線（八 3 ・ 4 ・ 8 号線）に面する良好な流通系業務環境の形成と隣接する住宅地及び多摩美術大学との調和に配慮した建築物等を誘導、整備するため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度及び建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定める。 〔誘致施設 B 地区〕 隣接する住宅地及び多摩美術大学と調和した良好な地区環境が創出されるよう建築物等を誘導、整備するため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度及び建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定める。
	その他当該地区の整備、開発及び保全に関する方針	臭気、騒音等、周辺の住環境に与える影響への配慮を図るため、事業に伴う土地の利用に関する事項を定める。

地 区 整 備 計 画	地区施設の 配置及び 規模	種類	名称	面積	備考
		緑地	緑地	約0.4ha	
	地区の区分	名 称	誘致施設 A 地区		誘致施設 B 地区
		面 積	約 2 . 6 ha		約 4 . 6 ha
	建築物等 の用途の 制限	<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 建築物の1階部分を居住の用に供するもの（管理人室等に供する部分を除く。）</li> <li>2. 寄宿舍又は下宿</li> <li>3. ホテル又は旅館</li> <li>4. 劇場、映画館、演芸場又は観覧場</li> <li>5. 学校（専修学校及び各種学校を除く。）</li> </ol>			<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 建築物の1階部分を居住の用に供するもの（管理人室等に供する部分を除く。）</li> <li>2. 寄宿舍又は下宿</li> <li>3. ホテル又は旅館</li> <li>4. 学校（専修学校及び各種学校を除く。）</li> <li>5. マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場その他これらに類するもの</li> <li>6. カラオケボックスその他これに類するもの</li> <li>7. 劇場、映画館、演芸場又は観覧場</li> <li>8. 倉庫業を営む倉庫</li> <li>9. 畜舎</li> <li>10. 建築基準法施行令第130条の9に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供する建築物（建築物に付属するものを除く。）</li> <li>11. 次に掲げる事業を営む工場 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 骨炭その他の動物質炭の製造</li> <li>(2) かわら、れんが、土器、陶磁器、人造と石、るつぼ又はほうろう鉄器の製造</li> <li>(3) ガラスの製造又は砂吹</li> <li>(4) スプリングハンマーを使用する金属の鍛造</li> <li>(5) 練炭の製造</li> <li>(6) 木材の引割り又はかんな削りで出力の合計が3.75キロワットを超える原動機を使用するもの</li> <li>(7) 鋳物、岩石、土砂、コンクリート、アスファルト・コンクリート、硫黄、金属、ガラス、れんが、陶磁器、骨又は貝</li> </ol> </li> </ol>

建築物等の用途の制限		殻の粉碎で原動機を使用するもの (8) レディミクストコンクリートの製造 12. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。）第2条第1項第1号から第3号までに規定する営業に該当するもの。
建築物の敷地面積の最低限度	1,000㎡	500㎡
建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	1. 建築物の屋根、外壁及びこれに代わる柱の色彩は、周囲の環境に調和したものとする。 2. 屋上、屋外設置物及び工作物は、地上や他の建築物からの景観に配慮する。 3. 屋外広告物は、周囲の環境と調和するよう設置場所、大きさ、色彩等に配慮する。	
垣又はさくの構造の制限	道路に面して設ける垣又はさくは、周囲の環境及び景観に配慮する。	
土地の利用に関する事項	1. 事業に伴う臭気、騒音等については、地区内及び周辺の住環境に配慮する。 2. 事業に伴う資材、商品等の配置については、地区内及び周辺の住環境に配慮する。	

は知事協議事項

「区域、地区の区分、地区施設の配置については、計画図表示とおり」

(理由) 高度な技術力を持つ試作型の研究開発施設や情報等の創造性の高い施設の立地誘導を図るため、地区計画を変更する。